

◆講義⑨〔著作権法の概要と動向〕への質問◆

質問 1

講義要綱 225 P 下から 6 行目の、「連合国民」とは何でしょうか？

回答

「連合国の国籍を有する者、連合国の法令に基いて設立された法人及びこれに準ずる者」等が該当します（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第 2 条）。

質問 2

227p の 2-2 で、メール等にて公衆送信することができるとありますが、等は FAX のことでしょうか？

回答

はい、FAX も含まれます。

質問 3

224p の 1-4 で、学校その他の教育機関における複製ですが、公共図書館が学校司書に向けた研修を実施する際は該当しますか？また、学校司書や児童生徒が図書館教育として学校で実施する際は、どうでしょうか？

回答

この権利制限規定は「授業を担当する者（教員等）や授業を受ける者（児童・生徒・学生）が、学校の授業の過程において使用する場合に、必要と認められる範囲で、無許諾で複製等できる。」ものです。公共図書館が学校司書を対象に実施する研修は、該当しないと考えられます。また、学校司書が授業を担当する者、児童生徒が授業を受ける者となり、学校の授業の過程で図書館教育が実施される場合、第 35 条に基づく著作物の利用は可能であると考えられます。231 頁の 2-4 もご参照ください。

質問 4

授業等で、児童生徒が P O P を作成する際に表紙などを模倣することは、許諾をとれば可能なのでしょうか？掲示しなければ可能など条件があれば、そちらもお教えください。

回答

著作権法第 35 条の要件に合致すれば、許諾なく複製（模倣）や掲示することは可能であると考えられます。ただし、「授業の過程における利用に供することを目的とする」等の要件

から、長期にわたる揭示は想定されていないと考えられます。231 頁の 2-4 もご参照ください。